身体障害者障害程度等級表

生計同一者運転の場合の対象範囲

本人運転の場合の対象範囲

<u> </u>	身体障害有障害性及守赦衣 ————————————————————————————————————									
		聴覚又は平衡機	能の障害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		肢体不自由					
級別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	語機能、又は そしゃく機能 の障害	上肢	下肢		乳幼児基以前の非進行形の脳病変による運動機能障害		
				の障害				上肢機能	移動機能	
1 級	両岸の視力の和がO. 01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手間接以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐ってい ることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの(両上肢が条件)	不随意運動・失調等により 歩行が不可能なもの	
2	1. 両眼の視力の和が0. 04以 下0. 02以上のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度 以内でかつ両眼による視野に	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デ ジベル以上のもの (両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位 または起立位を保つのが困 難なもの	り上肢を使用する日常生 活活動が極度に制限さ れるもの(1上肢のみに	不随意運動・失調等により 歩行が極度に制限される もの	
級	ついて機能率による損失率が 95パーセント以上のもの				3 上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4 上肢の機能を全廃したもの (全指の機能全廃は該当しない)		2. 体幹の機能障害により立ち 上がることが困難なもの	運動機能障害がある場合を除く)		
3 級	1. 両眼の視力の和が0.08以下0.05以上のも0.05以上のも0.05以上のも0.0 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について機能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ90デジベル以上のもの (耳介に接しなければ大声語を理解し 得ないもの)	平衡機能の極めて著し い障害	音声機能, 言語機能 又はそしゃく機能の 喪失(喉頭摘出によ る音声機能の障害に 限る)		1. 両下肢をショッパー間接以上で欠くもの 2. 一下肢の大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が 困難なもの	より上肢を使用する日	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常 生活動作に制限されるもの (生計同一運転の場合は 1下肢のみに運動機能障 害がある場合を除く)	
4 級	1. 両眼の視力の和が0. 12以 下0. 09以上のもの 2. 両眼の視野がそれぞれ10度 以内のもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 80デジベル以上のもの (耳介に接しなければ話声語 を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通和語の最良の 話音明瞭度が50パーセント以 下のもの		音声機能、言語機能 又はそしゃく機能の 著しい障害	1. 両上肢の親指を欠くもの 2. 両上肢の親指を欠くもの 2. 両上肢の親指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘間接又は手関節のいずれか一間接の機能を全廃したもの 4. 一上肢の親指及び人差し指をかくもの 5. 一上肢の親指及び人差し指の機能を全廃したもの 6. 親指または人差し指を含めて一上肢の3指を欠(もの 7. 親指または人差し指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8. 親指または人差し指を含めて一上肢の4指の機能を	両下肢の親指を欠くもの 両下肢の親指を欠くもの 両下肢の親指の機能を全廃したもの 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 一下肢の機能の着しい障害 一下肢の股関節又はひざ間接の機能を全廃したもの 一下肢が腱側に比して10cm以上又は腱側の長さの10分の1以上短いもの		よる上肢の機能障害に	不随意連動・失調等により社会での日常生活活動 が著しく制限されるもの	
5 級	1. 両眼の視力の和がO. 2以下 O. 13以上のもの 2. 両眼による視野の2分の1以 上が欠けているもの		平衡機能の著しい障害		市	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の 著しい障害 2. 一下肢の足間接の機能を全廃したもの 3. 一下肢が腱側に比して5cm以上又は腱 側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害 (胸部成型手術の内容が助骨 切除本数6本以上(第1助骨を 含むときは5本以上))	よる上肢の機能障害に	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動 に支障があるもの	
6 級	1眼の視力がO.02以下、他眼の 視力がO.6以下のもので両眼の視 力がO.2を越えるもの	1. 両耳の聴力レベルがそれぞれ 70デジベル以上のもの (40cm以上の距離で発声され た会話語を理解(得ないもの) 2. 1側耳の聴力レベルが90デジ ベル以上、他側耳の聴力が50 デジベル以上のもの			1. 一上肢の親指の機能の著しい障害 2. 人差し指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3. 人差し指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン間接以上で欠くもの 2. 一下肢の足間接の機能の著しい障害		不随意運動・失調等に より上肢の機能の劣る もの	不随意運動・失調等によ り移動機能の劣るもの	
7 級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の欄能の軽度の障害 3. 一上肢の肩関節、肘間接叉は手関節のうちいずれか 一間接の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. 人差上指を含めて一上肢に2拍の機能の著しい障害 5. 一上肢の中指、薬指及び小指を欠くもの 6. 一上肢の中指、薬指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 (一下肢の機能障害) 3. 一下肢の股関節, 膝関節又は足間接のうち、いずれか一間接の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が腱側に比して3cm以上又は腱側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失 調症を有するもの	下肢に不随意運動・失調 症を有するもの	
備考	※両眼の視力 万国式視力表によって計った ものをいい、屈折異常のある ものについては矯正視力につ いて計ったものをいう。 ※光覚 視力0 ※眼前指数 視力0.01	※聴力損失の表示 当該デジベル値に10デジベル加算し た値を聴力レベルとする ○聴力損失85デジベル →聴力レベル95デジベル			生計同一者運転の合算等級認定基 (同一部位合算) ・視覚合算 3級 ・上肢合算 1級 ・下肢合算 2級			身体障害者障害	· 群程度等級表1	

身体障害者障害程度等級表

生計同一者運転の場合の対象範囲 ■■■■■■

級		<u>キロ1至1又 1</u> 心臓・じん		直腸・小腸の機能の障害	ヒト免疫不全 ウイルスによる	肝機能障害	療養手帳	精神障害者	
別	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	(平成22年4月1日施行)	原食 于 恢	保健福祉手帳
1 級	自己の身辺の日常生活活 動が極度に制限されるも	じん臓の機能の障害により 自己の身辺の日常生活活 動が極度に制限されるも の	呼吸器の機能の障害により 自己の身辺の日常生活活動 が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺 の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により 自己の身辺の日常生活 活動が極度に制限される もの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	A1	1級
2 級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓機能の障害により自己の 身辺の日常生活活動が極度に 制限されるもの	A2	2級
3 級	家庭内の日常生活活動が	じん臓の機能の障害により 家庭内の日常生活活動が 極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により 家庭内の日常生活活動が極 度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日 常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により 家庭内の日常生活活動 が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障害により日常 生活が著しく制限されるもの (社会での日常生活活動が著し く制限されるものを除く)	B1	
4 級	社会での日常生活活動が	じん臓の機能の障害により	呼吸器の機能の障害により	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日 常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により 社会での日常生活活動 が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫の機能の障害によ り社会での日常生活活動 が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会 での日常生活活動が著しく制限 されるもの	B2	
備考	ぼうこうと直腸は障害程 〇ぽうこう、直腸の機能 〇ぽうこうの機能の障害 〇直腸の機能の障害に	度等級表開設によると同一 の障害により家庭内の日常: により社会での日常生活活	い臓障害4級を合算して、内臓部位であると認定してかまわな生活活動が極度に制限されるもの(4 が極度に制限されるもの(4 が極度に制限されるもの(4級)で滅免に該当する。						
合算指数算定法	二つ以上の障害が重複する場合は、各々の障害等級に対応する指数を合算し、その合算指数に応じて、障害等級を認定する	(障害等級) 1級級 2級級 3級 4級 5級級 6級 7級	(指数) 18 11 7 4 2 1 0.5	(合計指数) (認定等級) 18 以上 1級 11~17 2級 7~10 3級 4~6 4級 2~3 5級 1 6級	※障害者等級7級のみで 身体障害者手帳は発				